

令和8年度大阪市平野区役所庁舎内広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1 施設の概要

- (1) 名称：大阪市平野区役所
- (2) 住所：大阪市平野区背戸口3丁目8番19号
- (3) 区役所開庁時間

月曜日～木曜日・第4日曜日 9時～17時30分（第4日曜日は一部の担当のみ）
金曜日 9時～19時（17時30分～19時は一部の担当のみ）
土曜日、日曜日（第4日曜日を除く）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は
休みです。

2 募集枠数

12枠

3 掲出場所

- ・物件番号 エレベーター①・② 平野区役所庁舎内東側エレベーター
(停止階 地下1階～5階)
- ・物件番号 丸柱①～④ 平野区役所正面玄関ロビー内丸柱
- ・物件番号 カウンターアンダーワーク①～④ 平野区役所1階住民情報課カウンターアンダーワーク
- ・物件番号 検診フロア柱①・② 平野区役所2階検診フロア内柱

※別紙図面参照

4 広告の規格

- ・物件番号 エレベーター①・②
縦594mm×横420mm（A2サイズ）、アナログ形式のポスター（紙）
- ・物件番号 丸柱①～④、カウンターアンダーワーク①～④、検診フロア柱①・②
縦728mm×横515mm（B2サイズ）、アナログ形式のポスター（紙）

※広告掲出枠に「一般広告掲載スペース（広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します）」を記載します。

5 広告掲出料金

- ・物件番号 エレベーター①・② 1枠あたり 1ヶ月 13,200円（税込）
- ・物件番号 丸柱①～④ 1枠あたり 1ヶ月 13,200円（税込）
- ・物件番号 カウンターアンダーワーク①～④ 1枠あたり 1ヶ月 16,500円（税込）

・物件番号 検診フロア柱①・② 1枠あたり 1ヶ月 13,200円（税込）

※掲出料金については、許可期間分を指定する期日までに納付すること。

6 広告掲出期間

- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日までの12ヶ月間です。
- ・1ヶ月単位での掲出も可能です。
- ・空き枠がある場合は、月単位での途中からの申込みも可能です。
- ・日割りでの申込みは受け付けておりません。
- ・お申し出により、月ごとの広告の変更が可能です。事前に内容等について審査が必要ですので、変更申請書を変更の7日前までにご提出ください。

7 広告作成費

広告作成費については、広告掲出事業者が負担するものとします。

8 掲出できない広告等

大阪市平野区役所行政財産広告掲出要領第3条の各号に該当するもの。

9 応募資格

大阪市平野区役所行政財産広告掲出要領第7条の各号に該当するもの。

10 申込方法等

(1) 申込、抽選日時

令和8年2月12日（木）

午前10時受付開始、午前10時30分抽選開始

※抽選日時以降の空き枠の申込みは、先着順とさせていただきます。

(2) 受付場所

大阪市平野区役所 5階 応接室（大阪市平野区背戸口3丁目8番19号）

(3) 申込方法

応募資格等をご確認いただき、上記の抽選会に参加し応募可能枠を確保のうえ、「大阪市平野区役所庁舎内広告掲出申込書」に必要事項を記入し、広告原稿見本（A4サイズ。カラーで掲出される場合はカラー（後日でも可））を添えて、大阪市平野区役所総務課（5階51番窓口）までご提出ください。

(4) 留意事項

- ・提出いただいた広告原稿見本は返却いたしませんのでご了承ください。
- ・申込み時点で既に掲出いただいており、引き続き同じ広告内容で掲出される場合は、広告原稿見本の提出は不要です。
- ・申込みにあたっては、「大阪市平野区役所行政財産広告掲出要領」を必ずご確認ください。

11 掲出の決定

「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市平野区役所行政財産広告掲出要領」に基づき申込内容を審査します。

※抽選について

抽選は、区役所職員立会いのもと、当該申請者がくじを引く順番を決めるくじを引き、その順番で掲出希望月の掲出者順位を決めるくじを引くものとし、これを申請が重複する枠ごとに行うものとします。また、各枠ともに年間契約の希望を優先するものとします。
抽選後の辞退はできません。

12 決定通知書

申込みされた方には、掲出又は非掲出の決定通知書を送付します。

13 広告掲出者の手続き

1. 「広告掲出決定通知書」を受け取り後、指定する期日までに「大阪市平野区役所広告掲出許可申請書」を大阪市平野区役所総務課までご提出ください。
2. 大阪市平野区役所が送付する「広告掲出許可書」を受け取り後、指定する期日までに納入通知書により広告掲出料金を納付してください。
3. 広告の掲出作業を区役所職員立会いのもと掲出事業者にて行ってください。ただし、協議のうえ、区役所職員が行うこともできるものとします。

14 広告掲出の変更及び取り下げ

広告掲出の変更及び取り下げは、書面にて受け付けます。

ただし、取り下げの場合は納付済みの広告掲出料金は返還いたしません。

15 掲出期間終了時

掲出期間が終了した場合には、速やかに掲出物等は広告掲出事業者により元の状態に復元していただきます。

16 お問い合わせ、申込窓口

〒547-8580 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号

大阪市平野区役所総務課（5階51番窓口）

電話：06-4302-9625 FAX：06-6700-0190